

令和元年度 第1回 佐倉市福祉有償運送運営協議会 会議要録

開催日時 令和元年6月10日（月） 10時00分～11時08分
開催場所 佐倉市役所社会福祉センター地下研修室
出席委員 佐藤 幸恵、飯塚 孝廣【代理人】横川 史陽
高梨子 淳一、海上 美佳、谷野 宏輝、友崎 彰、安本 秀明
鶴崎 金次、川名 秀雄（9名）
欠席委員 木村 毅
事務局 大谷 誠一（社会福祉課長）、菅沼 京子（社会福祉課地域福祉班班長）
片貝 壽秀（社会福祉課主査）、菅原 英雄（社会福祉課主査補）
事業主体 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 2名
傍聴人 なし

【次第】

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 福祉有償運送の必要性について
 - (2) 更新登録の申請に係る協議について
 - ・社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会
- 4 その他
 - (1) 軽微な事項の変更について報告
 - ・公益社団法人 佐倉市シルバー人材センターについて
- 5 閉会

【3 議事】

▲事務局

要綱第7条第1項により、「会長が議長となる」旨が規定されておりますので、議事進行を会長にお願いします。

◇会長

それでは会議次第に従い進めさせていただきます。本日の出席委員は、10名中9名でございます。過半数以上のご出席をいただいております。要綱第7条第2項の規定に基づき、本協議会は成立いたします。それでは、議事に入る前に、会議に関する基本的な事項について確認をさせていただきたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いします。

▲事務局

「会議の公開について（各事業者の説明及び質疑応答までを「公開」とし、協議については「非公開」とする旨）」説明

◇会長

ただいま事務局から説明がありました事について、何かご意見等がありますか。ないようですので、「会議の一部非公開について」賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

◇会長

では、賛成全員ですので、佐倉市福祉有償運送運営協議会において、本日の会議を一部非公開とすることと決定いたしました。

それでは議事に移ります。議事(1)福祉有償運送の必要性について、事務局から説明後、議事(2)社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会に関する登録の申請について、に移りたいと思っております。それでは事務局から説明をお願いします。

▲事務局

「福祉有償運送の必要性について」

市内高齢者人口の推移と将来推計、市内移動制約者の状況、佐倉市福祉タクシー利用券利用状況、佐倉市福祉寝台車利用券利用状況、佐倉市内のタクシー会社のタクシー配備状況について、各福祉有償運送事業者の運送実績等について説明

◇会長

先ほどタクシー会社の配備状況説明の中で、福祉車両 6 台のうち車いす車両が 3 台とのことでしたが、残り 3 台はどのような車両でしょうか。

▲事務局

残り3台は、いずれも後部座席が90度回転する回転シート車両です。

□B委員

先日佐倉市地域公共交通会議があったが、運転免許証の返納者が増加しています。こちらの資料でも、その数値を紹介すべきと考えます。また、免許返納者に対しては割引パスを交付しています。返納理由として多いのは加齢から来る不安が主だが、現状免許返納という理由だけでは福祉有償運送事業を利用する資格はないのは承知していますが、そうした人も福祉有償運送事業を利用できるよう考慮できないでしょうか。また、統計数値でも明らかですが、少子高齢化が進んでいます。そのことについても意識していただきたい。

▲事務局

様々な制度が関連する中で、検討の余地がある点については検討していきたいと考えます。

□D委員

市内のタクシー会社の福祉車両の配備状況について、存在を知らない市民が多いのではないのでしょうか。もっとアピールするよう検討をしてはどうでしょうか。

▲事務局

所管となる障害福祉課に情報提供し、広報等で周知できないか検討していきたいと考えます。

□B委員

昨年度新規登録した移動サポートちば・北総の今年度の稼働状況が、未だゼロと伺っています。

◇会長

せっかく登録され、熱意もあったので、利用されるようさらに努力を重ねていただきたいと考えます。

□ I 委員

福祉タクシー券の利用について、対象者については承知しているが、増加している高齢者の中で、障害者手帳を申請しない方も結構いらっしゃいます。医療費よりもタクシー代の方が高いから病院に行かないという話も聞きます。助成する予算の問題もあるとは思いますが、対象者の拡大について検討をしてはいかがでしょうか。

◇会長

所管となる障害福祉課に、検討出来ないか伝えます。

ほかにご意見等がありますか。ないようですので、「(1) 福祉有償運送の必要性について」必要があるとされるは挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

◇会長

では、賛成全員ですので、「(1) 福祉有償運送の必要性について」は必要であると決定いたしました。

引き続き議事 (2) 社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会 に関する更新申請について、事務局から協議事項の説明をお願いします。

▲事務局

【説明要旨】

協議事項は、『運送の区域』『旅客から収受する対価』『旅客の範囲』『その他必要と認められる措置』についての4点でございます。

なお、「佐倉市福祉有償運送事業者認定基準」を用いて、佐倉市社会福祉協議会より提出いただいた協議資料を事前に確認しており、確認の結果は資料の巻末に添付していますので、ご確認ください。

◇会長

それでは事業者から更新申請について説明をお願いいたします。

▼事業者

【説明要旨】

- ・平成17年から移動サービス事業を行っています。
- ・今年度は当初43名の旅客会員でスタートし、その後新たに5名が新規登録しました。旅客会員の内訳は、身体障害者17名、要介護認定者18名、要支援認定者1

3名、その他の事由4名です。

- ・利用料は基本料金500円、車両燃料費として1km当たり120円、介助料として4時間まで1,000円、以降30分ごとに400円加算となっております。
- ・他に車両の保険料、維持管理、事業の必要経費として2,500円、10月以降の登録の場合は1,300円、年会費として徴収しております。
- ・車両は4台、内訳は車いす対応車3台、助手席回転シート車1台。
- ・運行サポーターは昨年度当初28名登録いただいています。全員に福祉有償運送運転者講習を修了していただき、その後、車両操作や登録会員とのやり取りの実習のために同乗講習を3回行った後、実際にサポーター活動を行っていただいています。
- ・車両定期点検は半年毎、車両及び運行サポーターの運行前点検は事業者職員が付いて毎回行っています。
- ・平成30年度の運行実績は464回、目的別内訳は通院300回、買物67回、通所82回、趣味・余暇等15回でした。
- ・我々の強みである“住民同士の支えあいの推進”によって、利用者に気持ちよく利用していただけるよう、サービスの充実に努めていきたいと考えます。

◇会長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。委員の皆様からご質問がありましたらお願いいたします。

□D委員

運行サポーターの同乗研修を3回行ってから実際の運行業務を行っていただいているということで、とても安心なシステムだと感じました。各旅客に対する担当は固定されているのでしょうか。

▼事業者

特に固定してはいません。旅客によっては同じ運行サポーターを希望される方もいらっしゃるので、なるべく希望に沿うように配慮しますが、必ずしもそれが出来るとは限りません。

□D委員

複数のサポーターの間での情報共有はどのようにされているのでしょうか。

▼事業者

コーディネーターが毎回運行終了後に様子を伺い、その情報を次回の運行サポー

ターに伝達しています。

□B委員

運行料の1kmあたり120円というのは高いのではないか。前回の料金改定で1kmあたり30円から120円にしたが、他者と料金比較し、(値下げを)検討の余地はないでしょうか。

▼事業者

この事業だけで採算を合わせるというのはなかなか厳しい事業で、なるべく利用者の負担にならないようにとは考えていますが、継続していくためには一定の負担を求めざるを得ない。設定した金額であるので、今のところは現状維持で継続したい。

□D委員

利用者の目的の多くが通院のようだが、複数の申込者の行き先が同じであったら、同乗させることは行っているのですか。料金を人数で割るということは行っていますか。読み物の中でそうしたストーリー設定を拝見したことがあるのですが。

▼事業者

現在は利用者の安全性を最優先し、また料金体系が単独であることを念頭に設定していることから、全て単独で運行しています。

□G委員

利用実績は漸減傾向だが、今後の見通しはいかがでしょうか。

▼事業者

平成28年度から平成29年度にかけて利用料を改定し、実質の値上げをしたことにより利用者の減少が見られました。他には運行サポーターの確保が難しかったことなどが挙げられます。我々のサービスの安心性をアピールし、市民同士の助け合いをメインに位置付けていますので、助けていただける方を募っていきたいと考えます。

◇会長

他にございませんか。無いようですので、これより協議に移ります。申し訳ございませんが、本協議会の協議については「非公開」とさせていただいておりますので、事業者のかたはご退席をお願いいたします。それから佐倉市社会福祉協議会谷野委員につきましては自己審議となりますので、一時退席をお願いいたします。た

だし、事業者のかたは委員から追加質問等があった場合、ご対応願う場合もございますので、協議終了のお声がけが済むまで待機をお願いいたします。

(事業者 退席)

◇会長

それでは、議事(2) 社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会における更新申請についての協議に移ります。委員の皆様からご意見等ございましたらお願いいたします。

□B委員

社会福祉協議会の福祉有償運送サービスの良い点は、ドア・ツー・ドアだけでなく運行サポーターが院内介助ができる、というところです。病院側が言っていることを分かりやすく利用者に伝えることや複雑な受診システムを理解しておりベテランが多く、運行ヘルパーの定年を昨年72歳から75歳に引き上げました。(福祉有償運送の)先駆者であり、非常にいい活躍をしていると思います。

□I委員

大変失礼な話かもしれませんが、先ほどありました免許返納の話も含めて、制度の中で介護度がないとダメとするのではなく、要介護、要支援でなくても利用可能とするように利用資格の幅を広げることは可能でしょうか。現実には認定を受けていなくても、歩くのが大変になってきたというようなケースはよくあります。

□F委員

難しいところではありますが、どこかで線引きをしないといけないというところで、客観的な判断のできるラインを基準としています。利用資格について、事業者が個々に判断する、というようなことになると、トラブルになってくるケースがあるので、現実にはそういう事例が多々あるのは承知していますが、判断の責任が事業者に行かないよう考慮されています。

□I委員

有償運送の会議の中で、基準を変えるのは難しいということですね。

□F委員

そうですね。

□B委員

一定の認定基準がないと、我も我もとなってしまいます。公共バスもあるし、(地

域での) ちょこっとサービスとかの生活支援や、(佐倉市) コミュニティバスも今度路線拡大をする予定です。先ほど話題に出しました免許返納というのは証明が出ます。免許返納の証明を一定の基準と見なすことはできないでしょうか。

□F委員

単に免許返納ということであれば、現状では公共バス、コミュニティバスを活用していただければと思います。免許返納者に限らず、まずは公共バス、コミュニティバスの活用をお願いし、その利用が難しいという方に福祉有償運送等のサービスがありますというスタンスでご理解いただきたい。

□I委員

福祉有償運送サービスの利用のために介護保険の適用申請をする方も見られ、介護保険を利用しないのに申請している現実と直面しますと矛盾を感じて、もしもこの協議会の中で制度を変えられるのであれば、変えていきたいと考えましたが、お話を伺って納得しました。

□B委員

生活保護の方でも(福祉有償運送サービスを)使っていますよね。

▲事務局

生活保護受給は、あくまで所得水準で決定します。生活保護者の中にも要介護・要支援者が存在しますので、そうした方が(福祉有償運送)サービスを使っているものと思われます。

□B委員

認可されると仮定して、付帯意見を付けることは可能でしょうか。可能であれば、運行開始時間を30分繰り上げて、8時30分とするよう意見を付していただきたいです。前年実績の多くが通院であり、病院に9時から行くのと、8時30分から行くのとでは、順番待ちなどの影響が全然違います。

◇会長

コーディネーターや事務員など、事業者の体制自体にも関わってくると思うので、事務局から口頭で意見があったことを伝えるということではいかがでしょうか。

▲事務局

承知しました。仮に今後その意見が受け入れられて、運行開始時間の変更とな

った場合、それは軽微な変更として取り扱われるのでしょうか。

□F委員

時間については届け出事項ではないので、事業者の裁量に委ねられます。

□C委員

福祉有償運送の3年間の運行事績を見ていると、佐倉市シルバー人材センターの利用回数の伸び率が目覚ましい。運行実績が減少傾向の社会福祉協議会に対しては、開始時間などのほかにも要因がないのか研究していただきたい。

□B委員

社会福祉協議会に「ゆうあいさくら号」という福祉車両があり、これは家族が運転し、ガソリンを満タンで返却すればどこへ行ってもよいというものでした。それが廃車となりました。それからシルバー人材センターは佐倉市内発着で、隣接市町以外に印旛郡内の市へも行ってもよいということになっています。社会福祉協議会は佐倉市に隣接している市町と、成田の日本赤十字病院しか行かないという制約があります。そういう点でシルバー人材センターが優位となっています。

◇会長

そういう点の改善検討についても、事務局から口頭で伝えていただいてもよろしいでしょうか。当然社会福祉協議会の方でも、そういうことは承知しているのですが。

□B委員

当然承知しています。

◇会長

他にございませんか。無いようですので、議事(2)社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会における更新申請に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 全員)

挙手全員でございます。それでは、議事(2)社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会における更新申請については、要綱第7条第3項の規定により可決されました。先ほど申し上げました検討事項については、事務局の方から口頭で説明するようにお願いします。議事は以上です。委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、司会進行を事務局にお返しします。

▲事務局

慎重なご協議ありがとうございました。最後に、次第の4 その他として担当から連絡事項がございます。

まず、「公益社団法人 佐倉市シルバー人材センター」の事業拠点の増設につきましては、前回会議時にもご説明させていただいたかと思いますが、今月3日より志津地区の西部地域福祉センター及び隣接地の駐車場に事業拠点を増設して運営が行われている旨報告がございました。以上です。